

中小企業の設備投資を後押し 中小企業新事業進出補助金

中小企業新事業進出促進補助金(新事業進出補助金)は、中小企業が、新しい領域の事業へ進出する際の投資を後押しするための補助金制度で、令和7年度から新たにスタートした補助金です。

■補助金の目的と概要

「中小企業新事業進出補助金」は、既存事業とは異なる新市場や高付加価値事業への進出を目指す中小企業に対し、設備投資などの経費を支援する制度です。これは「事業再構築補助金」の後継制度として創設されたもので、生産性向上や賃上げの実現を目的とし、資金援助だけでなく経営戦略の転換を促す制度設計となっています。

補助金の上限額は、従業員数に応じて以下のように設定されています。

従業員数	通常上限額	賃上げ特例適用時
20人以下	2,500万円	3,000万円
21～50人	4,000万円	5,000万円
51～100人	5,500万円	7,000万円
101人以上	7,000万円	9,000万円



補助率は原則1/2で、対象経費の半分が補助されます。補助下限は750万円

■基本要件

申請には基本要件をすべて満たす3～5年の事業計画に取り組む必要があり、基本要件が未達の場合、未達成率に応じて補助金の返還義務が生じる可能性がありますので、注意が必要です。

新事業進出要件

既存事業とは異なる分野で、企業にとって新規性のある製品・サービスを提供すること。

付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上であること。

賃上げ要件

給与支給総額の年平均成長率が2.5%以上、または1人あたり給与支給額の年平均成長率が、事業実施地域における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上であること。

事業所内最低賃金要件

事業所内最低賃金が事業実施地域における最低賃金より30円以上高い水準であること。

ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を公表していること。

金融機関要件

金融機関から資金提供を受ける場合は、事業計画の確認を受けていること。

■補助対象となる経費

- ・機械装置・システム構築費
- ・建物費(新築・改修)、運搬費
- ・技術導入費・知的財産権等関連経費
- ・外注費・専門家経費
- ・クラウドサービス利用費
- ・広告宣伝・販売促進費(売上見込み額の5%まで)

ただし、汎用性の高いパソコンや社用車、飲食費などは対象外となります。

■申請の流れと注意点

申請は電子申請システムを通じて行います。事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。申請書類には事業計画書や貸金台帳、決算書などが必要となります。

申請後は書面審査と口頭審査が行われ、採択された場合は補助事業を実施し、報告書を提出したうえで補助金が支払われます。

注意点として、申請時点で従業員が0名の事業者は対象外となります。また、申請前に契約済みの経費は補助対象外となるため、事前着手には十分注意してください。



出典：中小企業庁・経済産業省・中小機構「中小企業新事業進出補助金」

* 公募内容については、予告なく変更される場合があります。申請される際は必ず公募要領をご確認下さい。

問い合わせ先：新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム)

<https://shinjigyou.resv.jp/>



参考：中小企業新事業進出補助金サイト <https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>